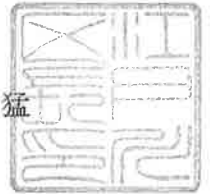


江戸川区公契約審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉 藤 猛



諮 問 書

江戸川区公契約条例の改正について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区公契約条例の改正について
別紙のとおり、江戸川区公契約条例を改正することについて、意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

(審査会)

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。
- 3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

江戸川区公契約条例新旧対照表（案）

新	旧
江戸川区公契約条例 平成二十二年三月三十一日 条例第一号	江戸川区公契約条例 平成二十二年三月三十一日 条例第一号
第一条～第十二条 （省略） 第三章 特定公共事業の実施手続 （特定公共事業の指定）	第一条～第十二条 （省略） 第三章 特定公共事業の実施手続 （特定公共事業の指定）
第十三条 区長は、区の行う事業のうち、区民生活に密着し、地域社会の健全な発展のために特に重要な事業について、その事業の社会的要請を実現するため、その事業を遂行するための公共工事過程において特に価格以外の要素を重視すべき事業（以下「特定公共事業」という。）として指定することができる。	第十三条 区長は、区の行う事業のうち、区民生活に密着し、地域社会の健全な発展のために特に重要な事業について、その事業の社会的要請を実現するため、その事業を遂行するための公共工事過程において特に価格以外の要素を重視すべき事業（以下「特定公共事業」という。）として指定することができる。
2 区長は、特定公共事業を指定するときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。	2 区長は、特定公共事業を指定するときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
3 特定公共事業の実施手続については、法令に定めるもののほか、この章に定めるところによる。	3 特定公共事業の実施手続については、法令に定めるもののほか、この章に定めるところによる。
第十四条～第十五条 （省略） （社会的要請型総合評価一般競争入札）	第十四条～第十五条 （省略） （社会的要請型総合評価一般競争入札）
第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。 <u>ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。</u>	第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。
2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。	2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。
3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。	3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。

新	旧
第十七条～第四十五条 （省略） <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第十七条～第四十五条 （省略）

令和 7 年 2 月 5 日

江戸川区長 斉 藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝 男



答 申 書

令和 7 年 2 月 4 日付け、24 総用送第 475 号で諮問のあった江戸川区公契約条例の改正について、江戸川区公契約条例第 30 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	江戸川区公契約条例の改正について
審議結果・ 答申内容	江戸川区公契約条例の改正は、適切であると認めます。 ただし、以下の附帯意見を踏まえた対応を求めます。 【附帯意見】 ・ 条例改正により例外規定を設けることになるため、例外規定が基本の運用となることがないように十分注意すること。 ・ 社会的要請型総合評価一般競争入札によらない他の方法（以下、「他の方法」という。）を採用する場合の基準を明確にすること。 ・ 他の方法を採用する場合においても、社会的要請型総合評価一般競争入札において求めてきた災害・緊急時対応、教育活動・社会活動への貢献及び地域経済の活性化などの社会的要請に応えるよう、請負業者に働きかけること。